

仕 様 書

1. 件名 東棟浴室等配管更新工事

2. 場所 東京都八王子市南大沢四丁目5番地
救急救命東京研修所東棟

3. 工事期間

契約日から平成30年8月24日（金）までの間。なお、東棟男子浴室については、平成30年7月13日（金）までに完了すること。

4. 工事内容

平成29年度までの配管更新工事までに更新されていない給湯管及びそれに並走している給水管の更新と、それに伴う建築工事。概要としては次の箇所の給水管及び給湯管となる（工事内訳書及び施工範囲図も参照のこと）。

- (1) 東棟男子浴室・脱衣室給水管・給湯管
- (2) 東棟女子浴室・脱衣室給水管・給湯管
- (3) 東棟浴室前男子トイレ給水管・給湯管
- (4) 東棟浴室前女子トイレ給水管・給湯管
- (5) 機械室給湯管

5. 更新条件

- (1) 浴室内配管全面更新（給水管はライニング鋼管、給湯管はステンレス鋼管）とし、天井隠蔽部は給水管・給湯管共に保温、露出部は給水管を塗装、給湯管を保温とする。
- (2) 脱衣所内配管全面更新（給水管はライニング鋼管、給湯管はステンレス鋼管）とし、床下隠蔽部は給水管・給湯管共に保温、露出部は給水管を塗装、給湯管を保温とする。
- (3) トイレ内配管全面更新（給水管はライニング鋼管、給湯管はステンレス鋼管）とし、隠蔽部は給水管・給湯管共に保温、露出部は給水管を塗装、給湯管を保温とする。
- (4) 各種機器（水栓・蛇口類）は全て更新とする。
- (5) 上記に伴う1階倉庫天井部の撤去を行う。上記作業後、照明・給排気の復旧は行い、天井ボードの復旧は行わない。

- (6) 上記に伴う1階自転車置場天井部の撤去・復旧を行う。
- (7) 上記に伴う浴室天井部の撤去・復旧を行う。
- (8) 上記に伴う脱衣室床の撤去・復旧を行う。
- (9) 上記に伴うトイレ天井部の撤去・復旧を行う。
- (10) 東棟機械室におけるボイラー・貯湯槽間の配管をステンレス鋼管に更新する。
- (11) 使用する配管・水栓等湯水を通すものは全て浴用や飲用に適したものであること。また、給湯管は耐熱性であること。
- (12) 工事内訳書における数量は概算なので、必ず現場調査を実施の上、工事費用を見積もり、施工すること。

6. 作業条件

- (1) 作業時間は原則8:30~17:00（時間延長は別途協議）とする。
- (2) 業務開始前に工程表を提出し研修所担当課と協議すること。
- (3) 在来部分、作業済み部分等で、汚損又は損傷のおそれのあるものは、適正な養生を行うこと。
- (4) 作業の際に保管が必要となるもので、研修所が認める最小限の機器について、当研修所内に保管可能（養生のこと。）。
- (5) 廃棄物の処理に当たっては、法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (6) 工事中は安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故発生の場合は速やかに研修所担当課に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (7) トイレは使用可能、電気及び水道は支給とするが、分電盤等の設置は業者の負担とする。

7. 官公庁等への各種届出事務

官公庁等への法令に基づく各種届出等が必要なものの各種届出事務及び手続事務連絡の代行を実施するものとする。

8. 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に研修所担当課の検査を受けること（工事後、外観点検及び運転試験を行うこと。）。
- (2) 工事記録（不可視箇所については写真撮影）、工事完了届出書、保証書等の各種書類を作成し救急振興財団に提出すること。

9. 瑕疵担保責任

業務実施後1年間、不良等が認められる場合は、原則として当方からの連絡後、翌営業日以内に、その不良個所の修理を無償にて行うこと。

10. 支払条件

業務完了後、履行確認を行った上で支払う。

11. その他

この仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合は、すみやかに研修所担当課の指示を受けること。

12. 担当課

東京都八王子市南大沢四丁目5番地

救急救命東京研修所 総務課

(担当：元田 TEL 042-675-9945・FAX 042-677-9955)